

小田原市市民活動推進委員会 第5期委員会報告書（案）

はじめに

小田原市市民活動推進委員会（第5期）の報告書をここに提出する。

小田原市市民活動推進委員会（以下、委員会とする）は、2003（平成15）年7月1日に施行された「小田原市市民活動推進条例」第13条にもとづき、市長の附属機関として設置され、ほぼ10年間が経過した。過去4期の委員会においては小田原市の市民活動をめぐる現状を踏まえて様々な議論が行われ、それにもとづいた制度設計もなされてきた。

現在、小田原市は、新総合計画「おだわらTRYプラン」の遂行に向け「新しい小田原」への第二ステージに入っているが、様々な地域社会の課題を解決していくには、市民と行政がともに力を合わせ「協働」で取り組む事業の更なる具体化や、発展が必要となっている。

そこで、第5期委員会では、2つのテーマを中心に報告する。

一つ目のテーマは「市民活動応援補助金制度の見直し」であり、第4期の提言にもとづいて、現状分析をした上で行った制度変更内容について述べるが、すでに平成24年度から着手されている。

二つ目のテーマは「協働のガイドラインについて」である。小田原市では、行政提案型協働事業や市民活動応援補助金のみならず多数の事業が、市民活動団体との協働によって行われているが、今後様々な施策を実施するに向け、協働に関する認識を市民活動団体と行政が一層高めていく必要があることから、ガイドラインの作成に着手した。

第5期委員会では、これらのテーマにつき、識者や委員からのレクチャーの後、議論を重ね、制度変更の検討やガイドラインの作成を行なったが、この報告が契機となり、小田原市が総合計画で掲げている「市民の力で未来を拓く希望のまち」の実現を期待する。

小田原市市民活動推進委員会

「テーマ1」市民活動応援補助金制度の見直し

○制度変更の内容

現行の制度は維持しつつ、ステップアップコースに「補助率70%・上限額20万円」のプランを追加した。

補助事業の報告会に委員会として出席し、実施団体と意見交換をするとともに実施事業の評価を付すこととした。

○制度変更の背景

市民活動応援補助金は、第1期の答申に基づき、市民が自発的に行う市民活動を財政面で支援することにより、市民活動の活性化と自立を図るとともに、市民参加によるまちづくりを進めることを目的に平成16年度から実施している。

第4期委員会の報告書では、市民活動応援補助金制度の改善策として、「ステップアップコースでは現状の補助率が1/2であるが、団体の自己負担金を低くすることによって事業計画が容易になるよう補助率を高く設定すべき」、「現状では前年度の補助事業の事業結果に対する評価等の意見交換が実施されていないが、審査員の認識を高め、適切な審査を実施するためにも、前年度の補助事業の総括が必要」とされていた。

そこで、市民活動応援補助金制度の更なる充実化・活性化を目的に制度改正の検討を行った。

○現状の分析

第4期委員会の報告を受け、平成23年9月に小田原市が実施したアンケートに注視した。このアンケートは、平成16年度～23年度に補助金を交付した63団体を対象に、団体の活動内容や補助金制度への要望等を取りまとめたものである。

現行の制度を支持する声が過半であったものの、補助率や補助回数、上限金額が低いと回答する団体も少なくはなかった。また、年間予算30万円未満の団体が7割以上であり、どの団体も事業資金の確保が課題になっていた。

なお、スタートアップコースの利用後にステップアップコースに申請しなかった25団体のうち8団体が、自己資金が無いことを理由に挙げており、さらにその内6団体は年間予算が5万円未満という状況であった。

これらのことから、予算規模の小さい団体においても公益性の高い事業が数多く実施されていることや、事業を継続する上で、資金面を理由にステップアップコースに申し込めない団体があることが分かった。

また、委員会では、補助金の交付にあたっての審査は行っているものの、事業完了後の評価・検証を行っていなかったため、補助制度の効果や課題を十分に把握することができなかった。

実施団体側にとっても、公開の場での事業報告、第三者からの指摘等のプロセスを経ることは、今後の事業展開を図る上で重要なことであり、これらに対応する事業の枠組みが求められていた。

○検討内容

補助制度については、現行の補助率と上限額の見直しを具体的に検討した。

アンケートでは、現行の制度を支持する声が過半であることから、現行制度の良い点は生かしながら、予算規模の小さな団体が活動を維持・発展できるよう、補助率の高いプランの追加を求めた。ただし、補助金を交付できる団体数が大幅に減少しないようにするため、上限額は引き下げる形とした。

具体的には、スタートアップコースの「補助率100%・上限額10万円」とステップアップコースの「補助率50%・上限額30万円」の間に「補助率70%・上限額20万円」のプランを追加し、スタートアップコースからステップアップコースへのハードルを下げ、スタートアップコースから事業継続をする団体の増加を図るとともに、団体の成長をより支援できる制度変更が必要なものとした。

また、事業完了後の評価については、全交付団体を対象に委員会が参加する報告会を開催することとし、報告会の開催方法や事業に対する評価の視点などについて検討した。

この方式による報告会は、平成24年7月に全交付団体の参加のもと実施され、団体のみならず、委員会としても補助事業への理解や審査員としての認識向上に寄与することとなった。

「テーマ2」協働のガイドラインについて

○策定の理由

「協働」については、第3期委員会での検討を踏まえて、第4期委員会でも議論が深められ、具体的に協働の必要性や施策展開に向けて報告書が提出された。

小田原市では、平成16年度から市民活動応援補助金に、平成23年度から行政提案型協働事業に着手している。今後、総合計画で掲げる「市民の力で未来を拓く希望のまち」の実現に向けては、協働に対する市職員の意識醸成のほか、市民活動団体においても行政との協働に関する認識を高めていく必要がある。

そこで、委員会では、協働に関する基本的な事項を取りまとめたガイドラインを策定することとした。

○策定までの経緯

「市民活動に関する知識・経験等を有する者」「事業者」「学識経験者」の選出区分の委員や関係者から、「協働推進に向けた提言」と題して委員会時に発表していただき、行政との役割分担や協働事業を進める上で注意すべき点など、協働を推進する上で必要な事項について様々な角度から提言がなされた。それらの内容について委員間で意見交換を行い、共通理解を深め、ガイドラインに掲載する内容を検討した。

その結果、市民と行政が協働を推進する上で共有すべき基本的な考え方、市民活動団体と行政が協働事業を実施する際の実践的な過程や手法等を取りまとめたガイドラインを作成することとした。

○策定したガイドライン

別添「協働のガイドライン」

おわりに

第5期委員会では、「市民活動応援補助金制度の見直し」と「協働のガイドライン」について議論を重ねてきた。

特に「協働のガイドライン」は、多くの委員からの提言をもとに作成したが、その中で、小田原市で行われている協働事業や既存の制度を意識したことはもちろん、おだわら市民活動サポートセンターが市民活動団体と地域活動団体の連携をコーディネートする事業を市から受託するなど、その役割が年々拡大していることから、今後求められる「市民活動サポートセンターの機能」についても意識した意見が述べられた。

しかしながら、協働のガイドラインの内容における議論に時間を要したことから、市民活動サポートセンターの機能について、踏み込んだ検討を行うことはできなかった。

小田原市における中間支援機関が果たすべき役割は、さらに重要となっていくと思われることから、今後求められる中間支援機関の在り方や役割・機能について、来期市民活動推進委員会での検証・提言を期待したい。

この報告書が、小田原市がすでに直面しつつある地域社会の課題解決に向けて、市民と行政の知恵と力を合わせていく一助となることを願い、第5期委員会報告書のまとめとしたい。